



令和3年度気候変動適応九州・沖縄広域協議会について

九州地方環境事務所 環境対策課

令和3年8月



気候変動適応九州・沖縄広域協議会



◆ 気候変動適応九州・沖縄広域協議会の運営・開催 (令和2年度～4年度は気候変動適応における広域アクションプラン策定事業の中で実施)

気候変動適応九州・沖縄広域協議会

事務局：九州地方環境事務所

連携

災害対策分科会

事務局：九州地方環境事務所

暑熱対策分科会

事務局：九州地方環境事務所

生態系分科会 (沿岸域)

事務局：沖縄奄美自然環境事務所

普及啓発活動

九州地方環境事務所主催

< 構成員 >

- ・地方農政局、森林管理局、地方整備局、地方運輸局、地方経産局、管区气象台等国の地方支分部局
- ・県、政令指定都市、県庁所在市
- ・地域気候変動適応センター

【実施体制】

環境省

気候変動適応室
九州地方環境事務所
沖縄奄美自然環境事務所



請負事業者 (令和2年度～)

一般財団法人九州環境管理協会

< アドバイザー >

敬称略 五十音順 ※座長

氏名	所属
浅野 直人※	福岡大学 名誉教授
小松 利光	九州大学 名誉教授
田中 充	法政大学 社会学部社会政策科学科 教授
橋爪 真弘	東京大学大学院医学系研究科 国際保健政策学教室 教授
堤 純一郎	琉球大学 名誉教授
脇岡 靖明	国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
山田 秀秋	水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 主幹研究員
柴田 昇平	農業・食品産業技術総合研究機構 九州・沖縄農業研究センター 暖地水田輪作研究領域 水田高度利用グループ グループ長補佐

◆ 令和3年度事業の流れ

1

第1回分科会等の開催（6～7月）

アクションプランに関する骨子素案を作成し、第1回分科会や意見交換会を通じて意見交換を行い、アクションプランの構成や記載方針等を固める。

2

第6回気候変動適応九州・沖縄広域協議会（8月）

構成員等からの情報提供、分科会に関する事業報告等を実施し、令和4年度に策定するアクションプランに関する骨子案等についての意見交換を行う。

3

普及啓発事業：地方公共団体研修会（10月）

地方公共団体の地域気候変動適応計画の策定・地域気候変動適応センターの設置・適応策の実施等を後押しするための研修会を実施する。

4

第2回分科会の開催（12月頃）

情報収集した結果などを踏まえたアクションプランの素案を作成し、第2回分科会を通じて意見交換を行い、令和4年度の策定に向けた必要情報・精査事項等を明らかにする。

5

第7回気候変動適応九州・沖縄広域協議会（2月頃）

構成員等からの情報提供、分科会に関する事業報告等を実施し、令和4年度の策定に向けたアクションプラン案等についての意見交換を行う。

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（**H30年11月27日閣議決定**）。その進展状況について、把握・評価手法を開発。
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

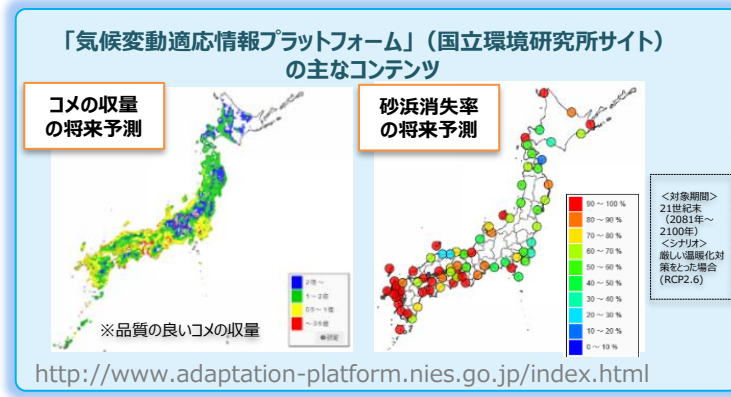


- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）
の主なコンテンツ



コメの収量の将来予測

砂浜消失率の将来予測

※品質の良いコメの収量

＜対象期間＞
21世紀末
(2081年～
2100年)
＜シナリオ＞
厳しい温暖化対
策をとった場合
(RCP2.6)

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

【参考】気候変動適応広域協議会

目的及び設置

地域における広域的な連携による気候変動適応に関し、必要な協議を行うため、地域気候変動適応広域協議会を設置する。(適応法第14条第1項)

目的

- ▶ 地域の適応策に関する優良事例を共有するとともに、気候変動影響に関する科学的知見を整理
- ▶ これまでの地域適応コンソーシアム事業の取組も踏まえ、**地域における関係者の連携をさらに強化し、適応に関する地域レベルでの連携・協力を推進**

設置

- ▶ 地方環境事務所が設置されている**7ブロック**
(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州沖縄)

平成31年1～2月に設置

協議事項

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

▶ 地域の気候変動適応に関する事項

- (1) 気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有
- (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理
- (3) 地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討
- (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進

▶ 協議会の運営に関し必要な事項

- (1) 構成員の追加・削除
- (2) 議長・座長選任の有無
- (3) 協議会開催の頻度や時期
- (4) 分科会などの設置
- (5) 非公開に該当する資料の選定

- ▶ 必要があると認めるときは、国立環境研究所または調査研究機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。(適応法第十四条第2項)

構成

地方環境事務所その他国の行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に関係を有する者で構成。(適応法第14条 第1項)

<構成メンバー> 事務局：地方環境事務所

- ・国の地方行政機関、国
- ・都道府県、政令指定都市、その他市町村（必要な範囲で）
- ・地域気候変動適応センター、研究機関、有識者
- ・地域地球温暖化防止活動推進センター※
- ・地域における気候変動適応に関係を有する事業者等※
- ・その他

※ 地域の状況により、必要に応じて参加

協議会の公開

原則として公開するが、協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開を差し控えるものについては、非公開。

- ▶ 会議資料は、関係者と調整後、各地方環境事務所HPやA-PLATで公開

※ 地域適応コンソーシアム事業における調査途上のデータなど、取りまとめ前の資料については、非公開

庶務

- ▶ **各地方環境事務所が行う**こととし、日程の調整、会場の手配、議事・当日資料の調整、当日の運営などを担う。
- ▶ H30～31年度は、地域適応コンソーシアム事業で引き続きサポート。H32年度以降は、検討中。

環境省 気候変動適応における広域アクションプラン策定事業

令和2～4年度（予定） 7地域+全国の全8事業

気候変動適応法に基づく広域協議会に、分科会（2～3分科会/ブロック）を設け、気候変動適応において、県境を越えた適応課題等関係者の連携が必要な課題や共通の課題等について検討。アクションプランを策定し、各地域ブロックにおける構成員の連携による適応策の実施や、地域気候変動適応計画への組み込みを目指す。

地域事業（全7ブロック）

- ◆ 気候変動適応広域協議会（気候変動適応法に基づく法定協議会）の開催・運営
- ◆ 分科会立ち上げ及び運営（各ブロック2～3課題）、必要な調査等の実施
- ◆ 関係者の連携による適応策（アクションプラン）の検討・策定

- ◆ 気候変動適応に関する普及啓発活動

全国事業

- ◆ 気候変動適応全国大会（年1回、いずれかの地方都市）の開催
- ◆ 連絡会議（年2回 関係者による進捗会議）
- ◆ 全国事業アドバイザーによる、各地域事業への助言等

- ◆ 気候変動影響予測手法の類型化、及び適応オプションのとりまとめ
- ◆ 地域気候変動適応計画策定マニュアル改定（令和4年度目途）

【参考】気候変動適応における広域アクションプラン策定事業 概要

